

株式会社ジェイウインド「(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム 環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和6年7月26日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム 環境影響評価準備書」について、株式会社ジェイウインドに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第1項の規定に基づき、熊本県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：熊本県阿蘇郡西原村及び菊池郡大津町外牧
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大17,200kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年5月25日
環境大臣意見受理	令和2年7月31日
経済産業大臣意見発出	令和2年8月18日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和2年11月20日
住民意見の概要等受理	令和3年2月1日
熊本県知事意見受理	令和3年3月30日
経済産業大臣勧告発出	令和3年5月18日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和5年10月31日
住民意見の概要等受理	令和6年1月18日
熊本県知事意見受理	令和6年5月9日
環境大臣意見受理	令和6年5月23日
経済産業大臣勧告発出	令和6年7月26日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、中村
電話：03-3501-1742(直通)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

2. 各論

(1) 景観に対する影響

対象事業実施区域は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき指定された阿蘇くじゅう国立公園に近接しており、今回のリプレースに当たって、阿蘇くじゅう国立公園の利用施設である俵山峠（園地）及び立野駒返峠線（歩道）からの垂直見込角の最大値が増加する予測となっているほか、立野駒返峠線（歩道）からの眺望景観についてはリプレース前から引き続きスカイラインを分断する計画となっている。これらのことから、阿蘇くじゅう国立公園の利用施設からの眺望に対する影響が懸念される。

このため、既往の学術的知見等に基づく眺望保全のための措置を講じた複数パターンのフォトモンタージュを作成すること等により、風力発電設備等の配置等について検討し、その結果について当該国立公園の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえて客観的に確認した上で、本事業の実施による景観への影響を極力低減すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。